

(別紙)

答申番号：平成30年度答申第1号

答申書

第1 阿波市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

処分庁阿波市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して、平成29年6月30日付け「生活保護法第78条の適用通知書」で行った生活保護法（以下「法」という。）第78条に基づく徴収決定に関する処分（阿福生第21号、以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）のうち、179万2910円を超過する部分の取消しを求める部分につき却下し、その余の部分は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり、本件処分は、違法又は不当である旨を主張している。

処分庁は、借金について処分庁に届出が必要である旨を審査請求人に説明しておらず、審査請求人は、このことについて認識していなかった。

また、審査請求人は、借金について処分庁に届け出る必要があることを認識した後は、借金について説明、報告している。

したがって、審査請求人は、自らの行為が法第78条第1項に定める「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」る行為に該当するとの認識を欠く。よって、審査請求人に法第78条第1項を適用することはできない。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、借金について処分庁に届出が必要である旨を審査請求人の生活保護開始の際、審査請求人の配偶者△△△△（以下「審査請求人配偶者」という。）の生活保護開始の際、平成29年2月から5月までの3度の資産申告書の提出の際等に口頭又は書面にて再三に亘り、審査請求人に説明している。また、審査請求人は、審査請求人配偶者の生活保護開始の際の説明において、収入を処分庁に届け出る必要があることの説明を受け、理解した旨の書面に署名、押印している。

したがって、審査請求人は、借金を処分庁に届け出なければならない

ことを認識していた。

審査請求人は、自らの破産手続において裁判所に提出した申立人の不当な債務負担行為に関する報告書（以下「債務負担行為に関する報告書」という。）で処分庁に借金が発覚することを防ぐために積極的に借金を隠ぺいする工作をしていたと報告している。

以上のことから、審査請求人は、借金を処分庁に届け出る必要があることを認識しつつ、積極的に隠ぺいしていた。また、少なくとも債務負担行為に関する報告書を作成した時点では、借金を処分庁に届け出る必要がある旨を認識していた。

審査請求人は、収入申告書に借金の存在を記載せず、消極的な不実の申告を繰り返した。

上記の平成29年2月から5月までの3度の資産申告書の提出を処分庁が求めたのは、審査請求人の借金の存否を確認するためであり、この旨を審査請求人に問い質していたにもかかわらず、審査請求人は、借金がない旨の資産申告書を提出し、借金について虚偽の申告をしている。

以上のような、審査請求人の行動が、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」る行為に該当することは明らかであるため、本件処分に理由はあ

3 本件処分のうち179万2910円を超える部分について

審査請求人は、自身の借入額の総額は179万2910円であり、本件処分のうち、少なくともこの額を超える部分は取り消されるべきである旨を予備的に主張するが、この点については、処分庁も認めており、平成29年12月22日に本件処分を179万2910円に減額する処分（以下「本件減額処分」という。）を下している。

第3 審理員意見書の要旨

1 審査請求人の借金の届出義務の認識について

(1) 審査請求人及び審査請求人配偶者に対する保護開始の際の説明等

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知、以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社保第246号厚生省社会局長通知、以下「局長通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知、以下「課長通知」という。）、ケース記録票及び生活保護のしおりの記述から、処分庁は、審査請求人の保護開始の際に審査請求人に借金を含む

収入について処分庁に届け出る必要がある旨を説明し、理解させていることが認められる。

審査請求人配偶者の保護開始の際にも同様に、同席した審査請求人に借金を含む収入について処分庁に届け出る必要がある旨を説明、理解させていることが認められる。また、審査請求人配偶者の保護開始時に、審査請求人は、「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」に署名、押印し、借金を処分庁に届け出る必要があることを理解した旨を自ら表示している。

(2) 審査請求人の提出した資産申告書について

課長通知によると資産申告書は、少なくとも1年に1回の頻度で提出を求めるものとされており、これは、平成27年3月31日の課長通知の改正（平成27年3月31日社援保第0331第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により追記されたものである。処分庁が平成29年2月から5月までの間に3度も審査請求人に資産申告書の提出を求めるのは、例外的な取扱いである。

このような例外的な取扱いを行う理由は、ケース記録票及び処分庁の職員の陳述書に記述されている審査請求人に借金の疑いがあり、これを確かめるためであるということ以外に見当たらず、処分庁は、審査請求人の借金の存否を確かめるために資産申告書の提出を求めたものと認められる。

処分庁は、審査請求人の借金の存否の確認のために上記の3度の資産申告書の提出を求めたと認められるのであるから、この際に、審査請求人に借金を届け出る必要がある旨を説明したと認められる。

(3) 小括

処分庁は、以上のように複数回にわたり審査請求人に処分庁に借金を届け出る必要があることを説明しており、審査請求人は、これを理解した旨を表示しているのであるから、審査請求人は、借金を処分庁に届け出なければならないことを十分に認識していた。

2 審査請求人の虚偽の申告について

(1) 審査請求人の提出した収入申告書及び資産申告書の記述

審査請求人は、処分庁に借金を届け出なければならないことを認識していながら、審査請求人が借金をしていた期間の収入申告書に借金がない旨を記述し、これを処分庁に提出することにより、処分庁に虚偽の申告をしていた。

審査請求人は、借金の存否の確認のために処分庁が資産申告書の提出を求め、この旨の説明を受けていたにもかかわらず、借金がない旨

を資産申告書に記述し、これを提出することにより、処分庁に虚偽の申告をしていた。

(2) 債務負担行為に関する報告書の作成以降の審査請求人の申告

審査請求人は、債務負担行為に関する報告書にて、処分庁に借金の存在を隠匿するための工作を行っていたと裁判所に報告している。債務負担行為に関する報告書に記載されていた具体的な工作については、後に虚偽の報告であったことが発覚したが、少なくとも債務負担行為に関する報告書にこのような記述があることから、これが作成された時点で、審査請求人において借金が処分庁に発覚することは、自身に不利益を生じさせるとの認識があったはずである。

したがって、債務負担行為に関する報告書が作成された平成29年1月29日以降の審査請求人の借金に関する虚偽の申告は、自身に生じる不利益を避けるために積極的に借金を隠匿する意図をもって行われたものと認められるべきである。

3 小括

以上のように審査請求人は、借金について虚偽の申告をし、自身に不利益が生じることを避けるために借金を隠匿していた。このような審査請求人の行動は、非常に悪質であり、生活保護の適正な実施という観点からも到底看過し得ないものであるから、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」に該当することは明らかである。本件処分には、理由がある。

4 本件審査請求と本件減額処分の関係について

本件減額処分により、本件処分が取り消され、本件処分に対する審査請求を係属する法律上の利益が消滅したと解し、本件審査請求に本件減額処分の審査請求を追加的又は交換的に併合（行政不服審査法第39条）することは、本件審査請求の手續をいたずらに複雑にし、審理関係人に負担を強いるだけである。

したがって、本件減額処分がなされた後であっても、本件審査請求の法律上の利益は、減じられた徴収額の範囲で存続すると解するべきである。

5 結論

以上により、本件審査請求のうち、本件処分に対し179万2910円を超過する部分の取消を求める部分は却下し、その余の請求に関しては、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

調査審議の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年10月9日	審査庁が審査会に諮問
〃	第1回調査審議
〃 10月26日	審査関係人による主張書面等提出期限（書面の提出なし）
〃 11月6日	第2回調査審議
〃 11月19日	答申

第5 審査会の判断の理由

1 審査請求人の借金の届出義務の認識について

(1) 審査請求人に対する処分庁の説明について

生活保護法は、生活保護の適正な運営のために、保護の実施機関に、常に被保護者の生活状態を調査するよう要求しつつも（法第25条第2項）、保護の実施機関の調査のみでは、被保護者の生活状態の正確な把握が困難であるため、収入、支出その他生計の状況の変動について、被保護者に届出義務を課し（法第61条）、被保護者の申告を基に収入、支出 その他生計の状況の変動を把握できるようにしている。

このような生活保護法の規定を受け、次官通知では、要保護者及び被保護者の収入を認定するに際し、保護の開始又は変更時のほか、保護の実施機関において定期又は随時の認定を行おうとするとき、及び世帯の収入に変動のあったことが推定、予想されるときに申告を行わせることとし、また収入に変動があるときには、つとめて被保護者の自主的な申告を励行させることとして、要保護者及び被保護者の申告を基礎的な資料として収入を認定することを、一般的な収入の調査、認定の処理基準（地方自治法第245条の9第3項）として示している。

次官通知の示す処理基準は、上記生活保護法の趣旨に適い、生活保護の適正かつ円滑な運営に資する合理的な運用であるから、保護の実施機関において標準的かつ統一的な運用指針として採用され得べきものである。

処分庁においても、この次官通知の処理基準に沿う運用を行っていたことは、ケース記録票及び処分庁の職員の陳述書の記述から、推知することができ、本件審査請求において提出された資料からは、処分庁及び審査請求人において、次官通知に沿った運用からあえて外れた運用を行う事情は見当たらない。

したがって、処分庁において同様の処理を行っていたものと認めて差し支えない。

以上のことから、処分庁では、次官通知の示す処理基準に沿い、審査請求人に収入に関する申告を求めつつ、収入に変動があった場合には、つとめて審査請求人の自主的な申告を励行する運用を行っていたと認められる。

以上のような収入認定において、借金による借入は、原則として収入として取り扱われることになると解されている。すなわち、生活保護法による保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを生活を維持するために活用することを要件とし（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり（法第8条第1項）、借入により被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから、保護受給中に被保護者が借金をした場合、これを原則として保護費から控除されるべき収入認定の対象とすべきことになるのである（札幌地裁平成20年2月4日判決参照）。

次官通知及び局長通知においても、例外的に収入に該当しない借入を示すことにより、これを確認し、保護の実施機関に広く周知している。また、ケース記録票及び処分庁の職員の陳述書から、処分庁が原則として借金による借入金を収入として取り扱っていたことが分かる。

したがって、処分庁は、借金に関しても、収入として被保護者に申告を求め、自主的な申告を励行する運用を行っているものと認められる。

加えて、審査請求人のケース記録票及び処分庁の職員の陳述書の記述から、処分庁は、審査請求人及びその配偶者の借金について敏感に反応し、その疑いがある場合には、その都度、審査請求人及び審査請求人配偶者に借金の有無を確認していたことが分かる。

以上のことに照らせば、処分庁は、審査請求人に借金を申告させるための前提として、保護開始の当初から審査請求人に借金を処分庁に届け出る義務があることを説明していたと認められる。

（2）審査請求人の借金の届出義務の認識について

以上のように、処分庁は、審査請求人の保護開始の当初から、審査請求人に対して、借金を処分庁に届け出る義務があることを説明している。

加えて、審査請求人は、審査請求人配偶者の保護開始時の説明の際に「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」に署名、押印することにより、借金の届出義務を含めた収入の届出義務につい

て理解した旨を表示していることが認められる。

また、処分庁が審査請求人に提出を求めていた資産申告書には、負債（借金）を記入する欄があり、ここには公的借入金を記入する欄の他に住宅ローンの記入欄があるが、住宅ローンは、一般的に公的借入に限定されるものではなく、広く私的な借り入れを含むものとして理解されているのであるから、資産申告書のこの記載からも借金を処分庁に届け出る必要があることを、審査請求人において読み取ることができる。

以上のことに照らせば、審査請求人は、処分庁に借金を届け出なければならぬことを認識していたと認められる。

2 法第78条第1項の該当性について

生活保護法は、法第61条により、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならぬとし、被保護者に上記事項の届出義務を課して保護の円滑な実施を図りつつ、法第78条により、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部または一部を、その者から徴収することができるとしている。

このような生活保護法の規定に照らすならば、法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解するのが相当である（札幌地裁平成20年2月4日判決参照）。

審査請求人が提出した資料によると、審査請求人は、平成27年2月26日から平成28年11月30日までの間に、179万2910円を借り入れていた（以下「本件借金」という。）が、審査請求人は、同期間にこれを処分庁に届け出ていない。その後も、審査請求人は、少なくとも処分庁に本件借金の存在が発覚し、本件借金について問い質されるまで、処分庁に本件借金を届け出ていない。これらの事実は、審査請求人も認めるところである。

処分庁に借金について届け出なければならぬことを認識していながら、本件借金による収入があった期間だけでなく、その後、処分庁に本件借金が発覚し問い質されるまでの間、届出を怠る審査請求人の行動は、少なくとも消極的に本来申告すべき事実を隠匿するものに該当する。

以上により、審査請求人に、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」に該当する行為があり、これにより審査請求人は、過大に保護費を受給したのであるから、審査請求人及び処分庁の主張するその他の事実について判断するまでもなく、本件処分には理由がある。

3 本件審査請求と本件減額処分の関係

本件処分は、本件審査請求が係属した後に本件減額処分により、減額されているが、本件減額処分によって減じられた部分を除き、本件減額処分により、本件審査請求の争点等に対して、実質的に影響を与えるところはない。であるのならば、本件審査請求の手続きがいたずらに煩雑なることを避けるべく、本件審査請求を行う法律上の利益は、本件処分のうち、本件減額処分により減額された部分を除き、失われないと解すべきである。

以上のことから、審査庁の判断は、妥当である。

阿波市行政不服審査会

会長 小西 義利

委員 出口 芳博

委員 大倉 一三

委員 川井 哲

委員 堀井 秀知